

令和元年 10 月 16 日（水曜日）

## 東近江市（滋賀県）

○市の概要（令和元年 10 月 1 日現在）

- 面積：388.58 k m<sup>2</sup>
- 人口：114,311 人 ●世帯数：44,724 世帯
- 平成 31 年度一般会計予算：498 億円



<市章>

東近江市は滋賀県の南東部に位置し、北は彦根市、愛荘町、多賀町、南は竜王町、日野町、甲賀市、西は近江八幡市と接しており、東は三重県との県境になっている。

地形は東西に細長く、東には御池岳から御在所岳につながる 1,200メートル級の鈴鹿山脈、西には琵琶湖があり、地域の中央には愛知川が、また南西部には日野川が流れている。この両川の流域には平地や丘陵地が広がり、緑豊かな田園地帯を形成している。さらには地域内には箕作山や織山などが点在し、豊かな自然に恵まれている。

気候は太平洋気候区と内陸気候区に属する。気温は年平均 15 度前後、年間降水量は 1,700mm 前後で、冬季には市街地や平地で 10～20cm、山間部では 1m を超える積雪を見る場合があるが全般的には穏やかな気候風土に恵まれている。

## ◆視察内容

### <東近江市版 SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）の取り組みについて>

#### 1. SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）について

現代社会を取り巻く様々な問題、また、地域が抱える社会的課題解決に対し、従来は税金のみで解決してきたが、現代社会においてそれは限界に達している。そこでその解決手段の一つとして注目されているのが民間資金を活用する投資手法、SIB である。

SIB とは、社会的課題の解決と行政コストの削減を同時に目指す手法で、民間投資家からの資金で優れた社会事業を実施し、事前に合意した成果が達成された場合、行政が投資家へ成功報酬を支払うシステムである。

## 2. 東近江版 SIB（東近江市コミュニティビジネス応援債）について

東近江市では、既存の補助金制度を成果連動型に変更し、ただ補助金を事業者に給付するのではなく、市民から出資金を募り、事業者があらかじめ定められた成果指標を達成した場合に、市が出資者に出資金と利子分を償還するという SIB 型の制度を採用。

## 3. 導入の経緯

東近江市では、地域課題の解決に取り組む活動を市民自らが支え、地域の中で資金を循環させる仕組みを構築するという機運が高まり、市民による寄付を原資にしたコミュニティファンド・三方よし基金を設立。財団法人化するために必要な基金の原資である 300 万円は市民に広く参加していただくために一人一口 3000 円で寄付を募り、その後 1000 口 300 万円集まる。

三方よし基金事業の一環とし、平成 26 年から東近江市では、多様化する地域の困りごとを地域の資源を活かしてビジネスの手法で解決する事業者のスタートを支援する事業・コミュニティビジネススタートアップ支援事業を開始し、1 団体につき 50 万円の支援金を助成することとした。

平成 28 年に地域の課題の解決に取り組む活動を知ってもらい応援する市民を増やすことを目的とし、従来の補助金助成制度ではなく SIB の仕組みを採択することを決定し、実証事業を行った。

SIB 導入初年度は、4 事業団体を募集し、対象となる 4 事業者が決定。対象となる 4 事業者・東近江市役所職員・中間支援組織・東近江市民それぞれを交えて SIB の成果指標を設定する。その後、事業者と東近江市職員が協力して出資者一人ひとりに事業説明を行い、出資金を募る。結果、4 事業ともに出資金が集まる。9 月に、出資者に向けた事業内容を見学するツアーを開催し、出資者の目で直接事業を見てもらう。翌年 3 月に事業の評価を行う。事前に設定した成果目標を達成していれば東近江市が出資者に出資金と利子分を全額償還する。

#### 4. 東近江版 SIB の導入後の成果

行政としては、従来の補助金助成制度では、補助金を使った事業が正しく行われているか、補助金が不正なく正しく使われているかに重点を置いており、事業の成果については重視しない仕組みとなっていた。SIB 導入後は、事前に定めた成果指標に基づく目標が達成しているかに重点を置くため、出資金が事業のどの部分に使われているかは問わず、出資金



の用途に関する書類の審査は行わない。また、目標が達成しなければ市としては償還する必要がないため、補助金を有効的に使うことができる。

事業者は、従来、補助金をもらうという意識を持っており、経費のチェックを通すために正しく使うことに重点を置いていたため、事業の成果になかなかつなかりにくかった。SIB 導入後は、従来の補助金制度とは異なり、出資者から出資金を募っているため、事業者が成果達成をできなかった場合は、出資者に対し償還は行われず。そのため、事業者は従来の補助金制度に比べて、より責任感を持つようになる。また、出資金の用途についてはチェックされることはなく裁量が自由になった。

市民にとってはこれまでは行政の補助金がどの事業にどのように使われているかわかりづらく、地域の行政に関する事業に関心を持ちづらかった。SIB 導入後は市民が出資者となり、事業者とともに成果目標を設定し、事業の途中経過を見学するなど、事業に積極的にかかわることができ、応援することができる。

## 東近江市版SIBの特徴

### ～共有・共感・実践～

#### 地域課題の共有

- ・市民は事業に共感し、出資等の側面的支援を行う
- ・出資を通じて、事業運営が当事者化（間接的に経営に参画）
- ・事業パートナー（応援団・支援者）が増える
- ・課題を我が事としてとらえる
- ・地域資源に気づき、地域に愛着が生まれる

#### 成果の共有（見える化）

- ・事業者はあらかじめ設定した成果指標に向けて、明確な目標を持って着実に活動できる
- ・出資者（支援者）の存在を感じながら緊張感を持って取り組める
- ・事業者、市民（出資者）、行政は事業効果を共有できる

#### 新規事業の誘発

- ・取組を共有することで新規事業の創出が期待できる

## 5. 所感

従来の補助金制度を成果連動型補助金改革型制度に移行させた東近江市の取り組みは、行政にとってはリスクがなく税をより有効に活用でき、市民には市政に積極的に参加してもらえる利点がある。また事業者にとっては、成果を達成すること以外は出資金の使途等で自由度が高いこと、成果を



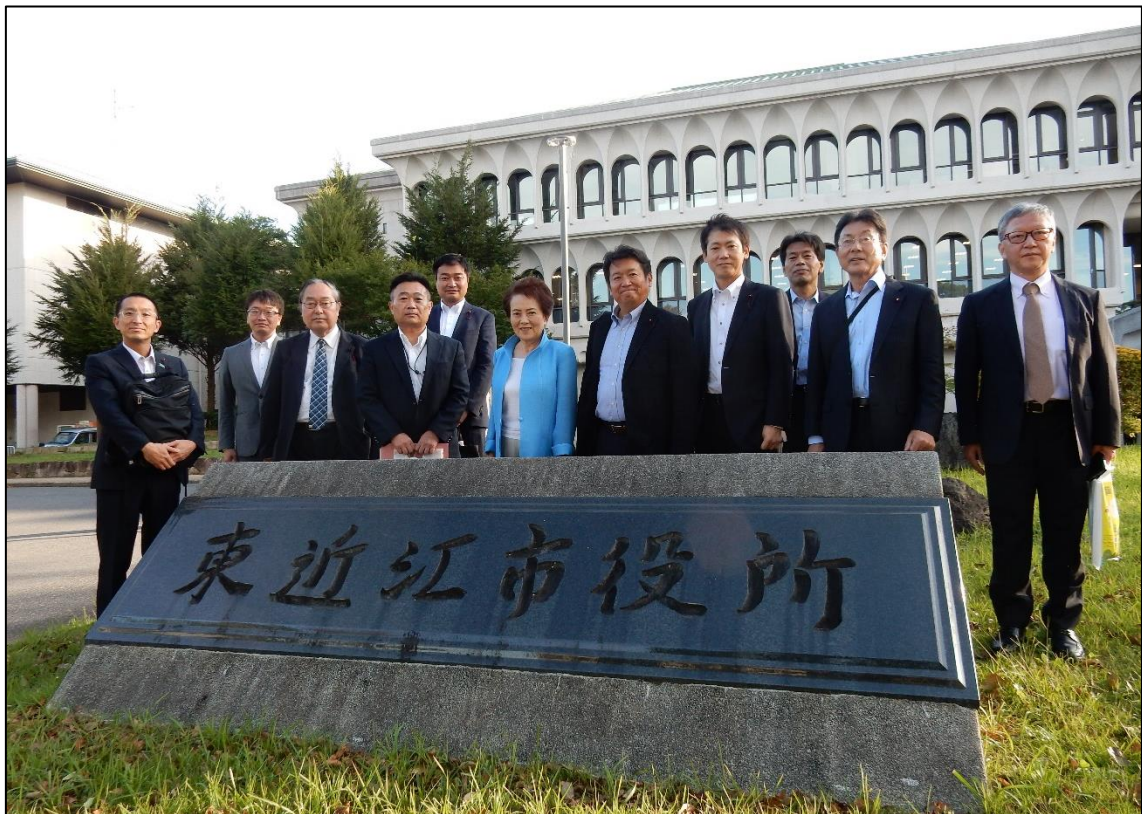
求められるので責任感や緊張感をもって事業に取り組む利点がある。市民にとっては、出資を通してこれまで関心の薄かった市政に対し積極的に関わることができ、地域の課題解決に参画できる利点がある。

東近江市はコミュニティビジネスを支援する政策が発展し、三方よし基金、東近江市版SIBが誕生した歴史がある。他自治体でも様々なSIB施策に取り組んでおり、杉並区においても今後、調査研究したうえで、杉並区にあった施策を行うべきであると考えます。





杉並区議会 総務財政委員会 行政視察 東近江市議会 令和元年10月16日



杉並区議会 総務財政委員会 行政視察 東近江市役所 令和元年10月16日